



請 書 (物品・修繕等用)

発注者
徳島市長殿

受注者 住所
氏名

裏面の契約事項を承諾の上、下記金額にて、相違なく履行します。

件名				
契約金額	(うち消費税及び地方消費税の額 円)			
履行期限			履行場所	
	品名等	品質形状	数量単位	単価 金額
計				

- 1 受注者は、表記の契約金額をもって、表記の物品（修繕等）を表記の履行期限までに納入（完了）すること。物品の品質、形状、寸法等（修繕内容等）は、すべて仕様書、図面、見本又は市の指定するとおりとする。仕様書、図面等に疑義があるときは、市の指示による。
- 2 受注者は、この契約によって生じる権利もしくは義務を第三者に譲渡し、または継承してはならない。ただし、書面により発注者の承諾を得たときは、この限りではない。
- 3 物品を納入する際は納品書（修繕を完了したときは完了報告書）を発注者に提出し、検査を受けること。検査のために物品等をき損又は消耗したときの損失は、すべて受注者の負担とする。検査の結果、不良品があるとされ発注者から良品との引換えを要求されたとき（改造、補修等を要求されたとき）は、指定期間内にこれを行い、完了したときはさらに検査を受けること。
- 4 物品等の所有権は、検査に合格した後、発注者に移転する。所有権移転後においても当該物品等の契約の内容に適合しないものについては受注者は発注者の指示に従い物品等の取替または損害の賠償をする。
- 5 物品等の代金の支払い期限は、市の指定する支払請求書を受理した日から30日以内に支払う。
- 6 受注者の責めに帰する理由によって履行期限内に物品を納入することができない（修繕等を完了することができない）場合には、徳島市契約規則（平成3年徳島市規則第5号）の定めるところにより違約金を徴収することができる。
- 7 発注者は、受注者が次のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。
 - (1) 正当な理由なく、着手時期を過ぎても受託業務に着手しないとき。
 - (2) その責めに帰すべき事由により、履行期限内に受託業務を完了しないとき（この契約を履行しないとき）又は完了する（履行する）見込みが明らかにならないと認められるとき。
 - (3) 前2号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達成することができないと認められるとき。
 - (4) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。
 - イ 役員等が暴力団員であると認められるとき。
 - ロ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
 - ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持・運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - ヘ 下請契約、資材・原材料の購入契約、再委託契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - ト イからホまでのいずれかに該当する者を下請契約、資材・原材料の購入契約、再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、本市が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。
- 8 発注者は前項の規定により本契約を解除した場合は、これにより契約の相手方に生じた損害について、何らの賠償ないし補償することは要しない。
- 9 受注者は、発注者が第7項の規定により本契約を解除した場合において、発注者に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。
- 10 本書に定めのない事項については、法令及び契約規則の定めるところによるもののほか、必要に応じて、当事者が協議して定めるものとする。